

<参考>

子ども・子育て支援新制度における事業者向け説明会資料より抜粋

<歯科健診について>

歯科健診も年2回実施することとなっています。実施については、歯科医師と相談して決定してください。日にちが決まったら、保護者に周知し、多くの園児が受診できるようにしてください。健診の終了後は「実施報告書」の提出をお願いします。なお、「保育所等入所児童に対する歯科健診の実施について」と「歯科健診実施報告書（電子申請）」は、HPに掲載しています。

暮らし・総合 → 子育て・教育 → 保育・幼児教育 → 保育・教育の質向上 → 歯科健診

○内科健診・歯科健診等の回数について

認可保育所・地域型保育事業 幼保連携型認定こども園			幼稚園・幼稚園型認定こども園	
1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定
年2回			年1回	年2回
うち1回はできるだけ早い時期に実施				

※認可保育所・地域型保育事業・幼保連携型認定こども園における「歯科健診」の回数も年2回です。

※健診にかかる費用は、公定価格に含まれています。

<参考>

※学校保健安全法施行規則（最近改正：令和元年7月1日文部科学省令第九号）より抜粋
第六条（検査の項目）

身長及び体重、栄養状態、脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態、視力及び聴力、眼の疾病及び異常の有無、耳鼻咽頭疾患及び皮膚疾患の有無、歯及び口腔の疾病及び異常の有無、結核の有無、心臓の疾病及び異常の有無、尿、その他の疾病及び異常の有無

<参考>

保育所における嘱託歯科医の設置について

(昭和 58 年 4 月 21 日 児発第 284 号)

保育所における歯科保健については、児童福祉施設最低基準（以下「最低基準」という。）及び保育所保育指針において歯科健康診断の実施が定められているところであるが、乳幼児期における歯科保健の重要性にかんがみ、さらにその充実を図るため、最低基準に定める職員のほか嘱託歯科医を置くよう、下記の点に留意のうえ、管下の施設に対して指導されたい。

記

1 嘱託歯科医の設置の必要性

乳幼児のう蝕は年々減少傾向にあるが、他の疾患に比し、そのり患率はいまだに高く、しかも自然治癒がないため、予防について正しい知識の普及と指導の徹底を図ることが、乳幼児の健やかな発育成長のために重要である。このため、嘱託歯科医を各保育所に設置し、入所児童に対する歯科保健の充実を図る必要がある。

2 設置にあたっての留意事項

- (1) 嘱託歯科医の選定については、なるべく乳幼児の扱いに習熟し、熱意と理解のある歯科医が望ましいものであること。
- (2) 設置にあたっては、地域歯科医師会、保健所等関係機関と連携を密にし、円滑なる実施に努めること。

3 歯科健康診断について

歯科健康診断については、嘱託歯科医が行うものとし、その結果については記録し、食生活指導、歯の清掃指導等その後の保育指導に反映させることが大切であり、保護者に対しても密接な連絡、適切な指導を行うものとする。